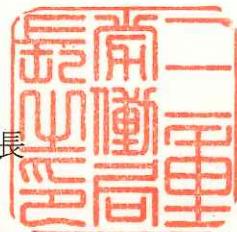




三労発雇均0827第1号
令和3年8月27日

各団体の長 殿

三重労働局長



最低賃金の引き上げに向けた業務改善助成金の周知について
(協力依頼)

日頃より、労働行政の円滑な推進について御協力・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年度骨太方針では「生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組みつつ、最低賃金について、より早期に全国加重平均 1000 円とすることを目指す」とされており、特に、事業場内の最低賃金を引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、本年8月から特例的な要件緩和・拡充を行っています。

こうした中、本年度の三重地方最低賃金審議会における審議の結果、三重県最低賃金改定額を 28 円引き上げ時間額 902 円（現行 874 円）に改正するよう答申があり、公示等の手続を経て、本年 10 月 1 日から時間額 902 円の効力が発生する予定となっています。

つきましては、今一度この期間に賃金額等を御確認いただき、生産性を向上させ事業場内最低賃金の引き上げに向け、業務改善助成金を有効に御活用いただきますよう、貴団体会員への周知、広報誌への掲載、リーフレット配布等、積極的な周知に格別の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

資料

- ・令和3年8月から業務改善助成金が使いやすくなります（2種類）
- ・業務改善助成金の御案内（広報原稿例）

※資料については、厚生労働省 HP において掲載されています。

雇用環境・均等室 担当：常川・市村

TEL : 059-261-2978

※資料の追加のご希望等がございましたら、御連絡ください。